

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収事務事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号)
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収事務
②事務の概要	障害者支援施設等の入所が必要とする知的障害者が、やむをえない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であることが認められる場合、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者福祉法第15条の4及び第16条に定める障害者施設等に、障害福祉サービス等の提供等を委託する。また、これに係る費用の徴収等、必要な措置等を行う。
③システムの名称	1 障害福祉サービスシステム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 決定情報ファイル 2 所得区分情報ファイル 3 世帯状況ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表51の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 福祉課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2343
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。また、知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

- ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力
- ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管
- ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input checked="" type="radio"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	---	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
----------------------	---

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠

総合行政システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲で制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	小村 久子	長谷川 雅泰	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月1日	IVリスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長		新様式への変更に伴う所属長の役職名の記載	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の権利 特記事項	「条例」………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第48号)	「条例」………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号) 「条例」………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第34の項 主務省令①第25条	番号法別表51の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第2第53の項 主務省令②第27条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表75の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。また、障害者福祉法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		<p>総合行政システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等ができる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲で制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	重要な変更に当たらない項目